



# 水質汚濁に係る登録保留基準の改正概要

参考資料9

第二次環境基本計画を踏まえ、持続可能な社会の構築を実現する上で、従来の対応に加え農薬の環境リスクの評価・管理制度の中に、生物濃縮性の観点を取り入れ、人の健康保護の取組を強化することが重要。

## 旧基準

● 水田用農薬

水田使用農薬のみ対象



● 飲料水経路のみを考慮した評価

● 基準値と水田水中濃度を比較

### 課題

・畑地等で使用される農薬が適用外であるため農薬全体としてのリスク管理が不十分

・飲料水経路の影響のみを考慮してきており、生物濃縮性の観点が無いため、リスク評価として不十分

# 改正

昭和46年3月農林水産省告示346号（農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）（平成17年8月3日改正、平成18年8月3日施行）

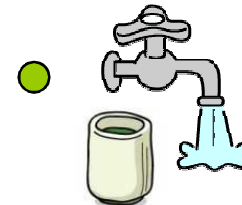
## 現基準

● 水田用農薬

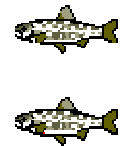
+

● 畑地用農薬

水田使用農薬に加え、畑地等で使用される農薬についても対象



+



【生物濃縮係数が5000を超える場合】  
飲料水に加え、魚介類からの摂取を考慮

● 基準値と公共用水域での予測濃度（水濁PEC）を比較

農薬による  
環境リスクの低減

# 人の健康の保護